

田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年2月10日（月）午前9時00分から午前9時25分
- 2 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」
- 3 出席委員

農業委員（10名）

会 長	10番	白戸	陽平
委 員	1番	中山	静子
	2番	中山	稔
	3番	田澤	一
	4番	浅利	進
	5番	阿部	雄一郎
	6番	須藤	和
	7番	福原	義明
	8番	福士	正芳
	9番	工藤	浩司

農地利用最適化推進委員（6名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	佐藤	文裕
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	工藤	成幸
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員（0名）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第 4号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可
について

議案第 5号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 6号 田舎館村農作業臨時雇用標準賃金について

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理につ
いて

報告第 4号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第 5号 農用地利用集積等促進計画の認可について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

7 会議の概要

事務局 ただいまより、2月の定例総会を開催いたします。
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 田舎館村農業委員会憲章、（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員
10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議
が成立します。

議事録署名者の指名を行います。4番の浅利進委員と5番の阿部雄一郎
委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第4号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可につ
いて」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があ
ったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第4号について説明いたします。
今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が3件、賃貸借権設定が2件です。
3ページをお開きください。
所有権移転の整理番号5番は、枝川川部の畑2筆、合計4,074㎡です。
枝川川部●●-●は、以前から譲受人が借受けて耕作していた農地で、今回、近くにある枝川川部●●と合わせて売買することとしたものです。
次に、整理番号6番は、前田屋敷南佃の畑、356㎡です。
当該農地は譲受人の自宅に近いことから、譲受人が取得を希望し売買することとなったものです。
自家野菜の作付けが予定されています。
次に、整理番号7番は、垂柳牡丹森の畑4筆、合計1,001㎡です。
譲渡人は当該農地を手放したい意向のため、農業委員会にあっせんの申し出を行っていたものです。
事務局が近隣の耕作者にあっせんを行い、売買することとなったものです。
4ページをお開きください。
賃貸借権設定の整理番号2番は、大袋松本の田2筆、合計3,825㎡です。
賃貸人は高齢により耕作困難なため、隣接地を耕作する賃借人に申し出て貸借することとなったものです。
次に、整理番号3番は、大袋塚越の田、796㎡です。
賃貸人の経営規模縮小のため、隣接地を耕作する賃借人に申し出て貸借することとなったものです。
以上の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第4号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第4号は原案のとおり決定することとします。
次の議案第5号につきましては、6番須藤和委員、推進委員の白戸卓郎委員及び私が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する

る法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで退席となります。

議長につきましては、会長職務代理者にお願いします。

(白戸会長、6番須藤和委員、白戸卓郎推進委員 退席9:08)

会長職務代理者

白戸会長に代わり、議事を進行させていただきます。

議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が7件、賃貸借権設定が22件、使用貸借権設定が2件です。

6ページをお開きください。

所有権移転の整理番号11番は、畑中新田の田、2,477㎡です。

当該農地は、以前から譲受人が借受けて耕作している農地です。

譲渡人は農地を手放したい意向のため、譲受人に申し出て売買することとなったものです。

次に、整理番号12番は、前田屋敷南佃の畑3筆、合計2,396㎡です。

当該農地は、これまでも譲受人が借受けて耕作している農地です。

譲渡人は農地を手放したい意向のため、譲受人に申し出て売買することとなったものです。

次に、整理番号13番は、大曲船橋の畑と田、合計174㎡です。

隣接地を耕作している譲受人が、農地の集約化を図るため取得を希望して売買することとなったものです。

7ページをお開きください。

整理番号14番は、大曲船橋の田、85㎡です。

経緯につきましては、整理番号13番と同じく、農地の集約化を目的としたものです。

整理番号15番は、大曲船橋の田、38㎡です。

こちらにつきましても、整理番号13番、14番と同様の経緯となっております。

次に、整理番号16番は、枝川川部の田1筆と枝川館子の田2筆の合計17,691㎡です。

これまでも譲受人が借受けて耕作していた農地です。

譲渡人は当該農地を手放したい意向のため、譲受人に申し出て売買することとなったものです。

8 ページをお開きください。

整理番号 17 番は、東光寺前田の田 6 筆、合計 9,138 m²です。

これまでも譲受人が借受けて耕作していた農地です。

譲渡人は当該農地を手放したい意向のため、譲受人に申し出て売買することとなったものです。

9 ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号 23 番は、川部下船橋の田 2 筆、合計 6,400 m²です。

期間満了に伴う再設定です。

整理番号 24 番は、和泉下種本の田、3,596 m²です。

期間満了に伴う再設定です。

10 ページをお開きください。

整理番号 25 番は、川部下西田の田 5 筆、合計 15,621 m²です。

期間満了に伴う再設定です。

11 ページをお開きください。

農地中間管理事業の一括方式による賃貸借権設定です。

整理番号 26 番は、豊蒔牡丹森の田、6,270 m²です。

期間満了に伴う再設定です。

整理番号 27 番は、和泉下種本の田 3 筆、合計 4,182 m²です。

期間満了に伴う再設定です。

整理番号 28 番は、和泉早稲岡の田、1,056 m²です。

期間満了に伴う再設定です。

12 ページをお開きください。

整理番号 29 番は、和泉上種本の田、2,891 m²です。

期間満了に伴う再設定です。

整理番号 30 番は、田舎館前田の田、769 m²です。

以前の耕作者の規模縮小により、新たな耕作者と貸借するものです。

整理番号 31 番は、田舎館前田の田 4 筆、合計 1,237 m²です。

賃貸人は整理番号 30 番と同じ世帯で、貸借の経緯も同様となっております。

13 ページをお開きください。

整理番号 32 番は、諏訪堂松岡の田、3,091 m²です。

以前の賃借人の経営規模縮小により解約となったため、新たな耕作者と貸借するものです。

なお、賃借人は農作業受託を行う法人を立ち上げており、また、自身も

認定農業者の認定を受けております。

整理番号 33 番は、諏訪堂松岡の田 2 筆と村岡の田 1 筆、合計 4,312 m²です。

貸借の経緯は、整理番号 32 番と同様となっております。

整理番号 34 番は、諏訪堂村岡の田 2 筆、合計 5,775 m²です。

こちらも整理番号 32 番、33 番と同様の経緯です。

14 ページをお開きください。

整理番号 35 番は、大袋二本柳の田、2,025 m²です。

賃貸人は労力不足により耕作困難なため、農業委員会にあっせんの申出を行っていたもので、事務局がマッチングを行い貸借することとなったものです。

次に、整理番号 36 番は、大袋三本柳の田 2 筆と二本柳の田 1 筆、合計 3,053 m²です。

以前は大袋の●●●●さんが耕作していた農地ですが、昨年●●さんが亡くなったことから、新たな耕作者と貸借することとなったものです。

なお、次の整理番号 37 番から次のページの整理番号 39 番までの貸借につきましても同様の経緯となっております。

整理番号 37 番は、大袋三本柳の田 1 筆、1,978 m²です。

15 ページをお開きください。

整理番号 38 番は、大袋二本柳の田 2 筆、合計 1,043 m²。

整理番号 39 番は、大袋前田の田 9 筆、合計 8,985 m²です。

16 ページをお開きください。

整理番号 40 番は、大袋前田の田 2 筆、合計 4,320 m²です。

賃借人が経営規模拡大を図るため耕作を希望し、貸借することとなったものです。

整理番号 41 番は、川部下船橋の田 3 筆、合計 4,902 m²です。

以前に借り受けていた耕作者が、経営規模縮小により解約となったため、近隣を耕作している受け手と新たに貸借することとなったものです。

これに関連して、次の整理番号 42 番から 17 ページの整理番号 44 番につきましても同様の経緯となっております。

整理番号 42 番は、川部下船橋の田 2 筆、合計 3,978 m²です。

17 ページをお開きください。

整理番号 43 番は、川部下船橋の田、2,042 m²。

整理番号 44 番は、川部下船橋の田 2 筆、合計 9,030 m²です。

18 ページをお開きください。

農地中間管理事業の一括方式による使用貸借権設定です。

整理番号 2 番は、川部中西田の田、221 m²です。

期間満了に伴う再設定です。

整理番号3番は、大袋前田の田2筆、1,959㎡です。

耕作者死亡により、新たに貸借を行うものです。

当該農地にはパイプハウスがあり、耕作開始までは期間を要することから、当面は使用貸借で借り受けることとしたものです。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会長職務代理者

議案の審議に入ります。

議案第5号に対して、意見、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長職務代理者

ないようですので、議案第5号は原案のとおり決定することとします。
ここで議長を交代いたします。

(白戸会長、6番須藤和委員、白戸卓郎推進委員 着席9:19)

会長 議長を交代いたしました。

次に、議案第6号「田舎館村農作業臨時雇用標準賃金について」を議題といたします。

令和7年農作業臨時雇用標準賃金を別紙のとおり策定したので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第6号について、説明いたします。

20ページをお開きください。

青森県の最低賃金が時給898円から953円に改正されたことから、1日の労働時間を8時間として計算し、1日当りの農作業賃金を7,200円から7,700円に引き上げております。

「水稻苗箱」、「コンバインの刈取りから運搬まで」、「畦塗機」につきましては、農協の料金に合わせて設定しております。

また、「荒かきのみ」は項目を削除し、「スプレーヤー」については単位を1,000リットルに変更しております。

その他の賃金等につきましても、事前に委員の皆さんからいただいた意見を反映させて、全体的な引き上げを行っております。

なお、議案が承認されましたら、農地の賃借料情報も含め、村の広報誌とホームページで公開することとし、また、農事連絡員を通して、賃金表の配布を行いたいと思います。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第 6 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第 6 号は原案のとおり決定いたします。
次に報告事項に入ります。
報告第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 3 号は、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。22 ページをお開きください。

整理番号 5 番につきましては、中間管理を通して●●ファームとの貸借を予定しています。

整理番号 6 番は、6 ページの整理番号 11 番のとおり所有権移転するため解約するものです。

整理番号 7 番につきましては、新たな受け手と貸借するため解約するものです。

新たな受け手との貸借につきましては、1 月の総会において、「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について審議された案件となっております。

23 ページをお開きください。

整理番号 8 番につきましては、8 ページの整理番号 17 番のとおり所有権移転するため解約するものです。

次に、整理番号 9 番につきましては、賃借人の経営規模縮小のため解約するものです。

今後の耕作者については、現在周辺の耕作者と調整を行っております。

24 ページをお開きください。

整理番号 10 番と 11 番につきましては、今後新たな受け手との貸借を予

定しております。

25 ページをお開きください。

整理番号 12 番につきましては、受け手はそのまま、賃貸借から使用貸借に変更するため解約するものです。

26 ページをお開きください。

整理番号 13 番につきましては、3 ページの整理番号 5 番のとおり所有権移転するため解約するものです。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第 3 号を終わります。

次に、報告第 4 号「使用貸借合意解約書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 4 号は、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

28 ページをお開きください。

整理番号 1 番につきましては、受け手の労力不足により解約することとなったものです。

今後、中間管理を通して新たな受け手と貸借する予定です。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第 4 号を終わります。

次に、報告第 5 号「農用地利用集積等促進計画の認可について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 5 号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき知事の認可を受け、同条第 7 項の規定により通知書を受理したので報告するものです。

今月は、賃貸借権設定が 9 件で、いずれも令和 6 年 11 月定例総会において、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するこ

とについて審議された案件です。

令和7年1月20日付けで県が認可、公告を行い、貸借が開始となった
ものです。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告第5号について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第5号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。